

シニア会員規程

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会

(目的)

第1条 一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会（以下、本協議会という）に在籍する、一定の年齢以上の個人会員に、会員として長年の経験に裏打ちされた知恵を活用し、ガイダンスカウンセラーの成長を支援する役割を担っていただくことを目途とした、任意によるシニア会員制度を設ける。本規程は、シニア会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における個人会員とは、定款5条(2)の「個人会員」を指す。

(名称ならびに役割)

第3条 本規程にて定めるシニア会員をガイダンスカウンセラー・シニアスーパーバイザー（略称：シニアスーパーバイザー）と称する。

2 本部・支部等が主催するグループスーパービジョンなどに参加する。

(シニア会員の条件)

第4条 シニア会員の条件は当該年度末までにおいて満75歳以上かつ原則として会員歴10年以上の個人会員とする。なお会員歴については10年未満でも一定の会員歴と実績を有する場合は認められるとし、その第一次判断は認定委員会が行う。なお、本協議会または構成団体が主催する「スーパービジョン研修」の受講経験を有することが望ましい。また、それまでの年会費がすべて納入されていることを要する。

(シニア会員の申し出と承認方法)

第5条 シニア会員ならびに終身会員の条件を有する個人会員は、指定した期日までに必要な書類を添えてシニア会員を申し出る。

2 申し出があった場合、理事会で審議しシニア会員として承認する。

(シニア会員の待遇)

第6条 シニア会員は、シニア会員となった翌年度以降、次の待遇を受ける。

(1) シニア会員の年会費は他の個人会員の半額とする。

(2) シニア会員が資格更新時に提出する「ポイント一覧」は、これまでの研修内容がわかるショートレポートによって代替可能とする。

(3) 上記のほかは、他の個人会員と同様の待遇を受ける。

(会費納入の特例的措置)

第7条 会費について2年間一括納入の仕組みを採用している現状において、満75歳の翌年度分まで会費納入をした会員におかれでは、翌年度分までを会費として提供していただく（返却しない）。

附則

(1) 本規程は、2021年12月10日から施行する。

(2) 上記の施行日にかかわらず、2021年度資格更新対象者に対しては遡及的適用を可とする。

(3) 2023年3月31日改正